

令和元年第18回

札幌市教育委員会会議録

令和元年第18回教育委員会会議

1 日 時 令和元年8月26日(月) 13時30分～15時00分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
教育次長	檜 田	英 樹
生涯学習部長	鈴 木	和 弥
財務係長	田 畑	裕 紀
財務係員	土佐岡	潤
教育政策担当課長	高 橋	俊 範
教育政策担当係長	吉 田	亜希子
教育政策担当係長	小 林	明 弘
教育政策担当係員	白 土	瑞 樹
学校施設課長	前 田	憲 一
計画係長	宮 野	純 一
計画係員	本 井	至
学校規模適正化担当課長	長谷川	敦
学校規模適正化担当係長	佐 藤	旭
学校規模適正化担当係員	恩 田	菜都美
学校教育部長	相 沢	克 明
教育推進・労務担当部長	早 川	修 司
教育推進課長	井 上	達 雄
学事係長	茂 木	貴 徳
学事係員	今 田	利 幸
教育課程担当課長	佐 藤	圭 一
高等学校担当係長	牧 野	弘 幸
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
教職員担当部長	紺 野	宏 子

労務担当課長	工 藤 晃 史
労務係長	佐 藤 友 永
労務係員	上 田 真 士
中央図書館長	毛 利 泰 大
総務課長	宮 地 宏 明
庶務係長	松 平 健 次
書 記	田 中 将 太

4 傍聴者 5名

5 議 題

議案第1号 札幌市立高等学校学則及び札幌市立中等教育学校学則の一部  
を改正する規則案

議案第2号 令和元年度教育委員会事務点検・評価について

議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第6号 議会の議案についての市長への意見の申出について

## 【開 会】

○長谷川教育長 これより、令和元年第18回教育委員会会議を開会いたします。  
本日の会議録の署名は、石井知子委員と道尻豊委員にお願いいたします。

本日の議案第3号から第6号につきましては、市長への意見の申し出に関する事項です。

教育委員会会議規則第14条第4号の規定により、公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第3号から第6号までは公開しないことといたします。

## 【議 事】

◎議案第1号 札幌市立高等学校学則及び札幌市立中等教育学校学則の一部を  
改正する規則案

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。

議案第1号は、札幌市立高等学校学則及び札幌市立中等教育学校学則の一部を改正する規則案についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○教育推進・労務担当部長 教育推進・労務担当部長の早川です。

私から、議案第1号についてご説明いたします。

初めに、札幌市立高等学校及び札幌市立中等教育学校の課程、学科、生徒定員、入学手続等につきましては、それぞれ札幌市立高等学校学則及び札幌市立中等教育学校学則において規定されております。

このたび、これらの事項につきまして所要の改正を行う必要があることから、本改正案を提出するものです。

それでは、改正案の具体的な内容についてご説明させていただきます。

参考資料というインデックスのついたページがありますので、ご覧いただきたいと思っております。

今回の改正におきましては、大きく三つの項目について改正を行う予定です。

まず、一つ目といたしまして、市立札幌清田高等学校の生徒定員の削減及び単位制課程の導入とこれに伴う規定整備です。

資料1(1)の改正の理由にあるとおり、清田高等学校におきましては、平成29年3月に策定いたしました札幌市立高校教育改革方針に基づきまして、令和

2年度の入学者から各年度の生徒定員を現行の320人から240人に削減するとともに、単位制を導入することとしており、このためには学則を改正する必要があります。

具体的な改正内容についてですけれども、まず、一つ目といたしまして、生徒定員を削減いたします。二つ目としまして、課程を単位制に変更いたします。

さらに、規定整備的なことですが、グローバルコースの定員に係る記載についても改正しております。

また、これらの改正にあわせて、3点ほど規定整備も行っております。

具体的な改正内容ですが、ページの下の方の四角い枠の中に新旧対照表がありますので、ご覧ください。

左側が現行、右側は改正案として、現在、現行と書かれているほうの形で生徒定員等が規定されておりますけれども、それを右側の改正後のとおり、各学年の生徒定員を明示することなく、計のみの表示とする改正です。

まず、今回の改正の主眼といいますか、契機となりました清田高校の現行の欄をご覧くださいますと、課程につきましては全日制、生徒定員につきましては、1年、2年、3年それぞれ320人と記載され、3学年の合計が960人となっております。これを右側の表のように、課程を単位制による全日制、生徒定員を合計720人に改正いたします。

なお、この改正は最終形として、1年ごとに定員が減っていくこととなりますので、令和4年4月1日時点の状況を想定した規定によるものです。

そこで、現在8学級ある1年生及び2年生が、引き続き在学いたします令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年度の間につきましては、ここで戻っていただきまして、インデックスの議案第1号と書いてあるページの3ページ目をご覧くださいと思います。こちらの附則2におきまして、令和2年度と令和3年度にそれぞれ段階的に減らすという経過措置を設けまして、これにより、毎年、規則改正を行うことなく対応することにしております。

また、先ほど見ていただきました参考資料というインデックスのついたページにお戻りいただきしたいと思います。

単位制の学校の生徒定員について、これまで、学年制の学校と同様に各学年ごとの定数を規定しておりましたが、単位制課程というのは、本来、学年による区分を設けない課程であることから、生徒定員についても総計のみの記載とするのが妥当と考えられるところです。

また、規定表記の統一的な取り扱いという観点から、今回の規則改正を機に、既に単位制が導入されております市立札幌旭丘高等学校と市立札幌大通高等学校につきましても、今回の改正である清田高校と同様に、生徒定員につきましては総計のみの記載とする規定整備を行っております。

続きまして、表の下の備考欄をご覧いただきたいと思います。

清田高校におきましては、現在、各学年40人を定員としたグローバルコースを置いておりますが、単位制導入後の生徒定員につきましても変更はありません。ただ、学年制から単位制に変更することに伴い、生徒総数720名のうち120名がグローバルコースの定員になるという規定に改正しております。

そのほかの規定整備的部分ですけれども、表中の学校順に合わせて備考の1と2の順序を入れかえるとともに、アンダーラインを引いている「全日制」等々の文言を必要に応じて削除する規定整備を行っております。

以上が一つ目の大きな改正です。

続きまして、ページをめくっていただきまして、2の札幌市立中等教育学校学則の規定整備についてをご覧いただければと思います。

改正の大きな二つ目といたしましては、単位制導入校の規定整備に合わせた札幌市立中等教育学校の学則の規定整備です。

札幌市立開成中等教育学校におきましても、いわゆる高校段階の後期課程において単位制を導入しております。

したがいまして、先ほどの規定整備と同様に、学年ごとの定員ではなく、後期課程480人といった総計のみの記載に改正しております。

続きまして、最後の3は、入学願書の様式の改正です。

6月の教育委員会会議において、開成中等教育学校の男女別定員の廃止についてご審議いただいたとおり、札幌市教育委員会においては、平成30年度に札幌市が策定いたしました第4次男女共同参画さっぽろプランに基づき、多様な性、性別のあり方に対する理解の促進等についての取組を進めております。

また、既に新聞で報道されているとおり、今般、北海道教育委員会において、令和2年度の入学者から北海道立高等学校の入学願書の性別欄を廃止する方針が示されたところです。これらを踏まえまして、札幌市立高等学校の入学願書における性別欄についても、道立高校と同様に削除したいと考えております。

なお、資料の一番下の米印にあるとおり、市立札幌開成中等教育学校については、男女別定員を廃止する令和3年度の入学生から入学願書様式の改正を、特別支援学校の願書については、北海道教育委員会の改正時期に合わせて改正をそれぞれ予定しているところです。

また、高校入学願書の全体につきましては、新旧対照表というインデックスがついているものの2枚目をご覧ください。

こちらに、現行と改正後という形で入学願書全体が示されております。

まず、今申しあげました願書の中ほどに出願者という欄がありまして、その一番上に氏名の欄があります。現行では、その氏名の後に性別という欄がありますが、改正後はその欄が削除されております。

以上が今回の規則改正の内容のご説明です。

最後に、これらの改正の施行期日につきましては、基本的には、公布日からの施行となりますけれども、高等学校の学則のうち、清田高校の定員及び課程に係る改正につきましては、実際に生徒定員の変更及び単位制が導入される令和2年4月1日からの施行とすることとしております。

説明は以上です。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○道尻委員 清田高等学校について教えていただきたいのですが、今回の変更に関しては、改正の理由として札幌市立高校教育改革方針に基づくということになっております。

今回の定員削減と課程を単位制に変更することについて、どういった背景や意図があってこういう変更がされたのかというところを確認したいので、具体的に教えていただければと思います。

○教育推進・労務担当部長 前も説明したかもしれませんが、教育改革方針の中で、将来的に札幌市立の各高等学校において単位制を導入して、入学した学校に限らず、ほかの高等学校においても単位を取得することができる、市立高校での単位互換制のようなことを想定しております。

ただ、単位制を行いますと、校舎の教室の数など物理的な制約がありますので、生徒さんの数がある程度絞らなければできないと考えています。さらに、今後のいろいろな機器の発達など、実際に予備校で現在やっていますけれども、そういった形での授業を、そこに行くというのは市内のいろいろなところに点在しておりますので、そういったことも整えたりということで、長いスパンがかかるのではないかと思いますけれども、段階的に徐々に進めていくということでご理解いただければと思います。

○道尻委員 方向性としては、全ての学校について単位制に変更していくことが目標になっていると。

○教育推進・労務担当部長 長期的にはですね。

○道尻委員 ただ、物理的あるいは環境的な整備をしながら少しずつ実施していくという理解でよろしいですか。

○教育推進・労務担当部長 そういうことでよろしいと思います。

○長谷川教育長 生徒数の減についてはよろしいですか。

○道尻委員 それでは、生徒数の減についてもお願いします。

○教育推進・労務担当部長 札幌市の生徒数の減につきましては、北海道が進めている高校配置計画の中で、子どもたちの長距離通学は好ましくないので、ある程度の学校数が市内には必要ということで、地域に点在している形になっています。しかし、道内全体を見ると、閉校になった高校はかなりあるようです。

札幌市内については、少子化の流れの中で、順次、生徒の定員を減らしながら均等化を図っております。

○長谷川教育長 北海道が全体の推計をしていく中で、札幌市には市立高校も道立高校もありますけれども、その割合を考えて、北海道だけではなく、札幌の市立についても減らしていくということで、こういう形になったということですね。

○学校教育部長 はい。

今お話がありました北海道教育委員会が公立高等学校配置計画を作成していくのですけれども、公立高等学校配置計画自体は北海道教育委員会の権限でつくっておりますが、札幌市立高校もあるということで、札幌市立高校と北海道教育委員会とでいろいろな話をしながら進めています。

公立高校の中で、特に札幌市立高校には、現行16%ということで一定程度満たしている定員の枠がありますが、そこを踏まえて、子どもたちが全体的に減っていく中で、道立高校の生徒数だけではなく、市立高校もある程度減らしていくという話になりました。そのタイミングで、来年度、清田高等学校の2間口を減にすることが決定いたしました。既に発表されてはいますが、その次の年は藻岩高校が定数減になります。

今回は、札幌市内を含めた全道的な適正配置を進めていく中での清田高等学校の定数減となっています。

○長谷川教育長 ほかにいかがですか。



○池田委員 性別記載欄の削除についてですけれども、大変よろしいことだと思います。

それに関連して現状はどうかということと、今後の方針、入学してからの生徒の名簿の扱いはどうなっているのかということをお聞きします。

それから、高校には、今もまだ男子学生、女子学生ごとに授業内容が違う科目があるのか、もしまだあるのであれば、扱いはどうなるのか、現状あるいは今後の方針について教えていただければと思います。

○学校教育部長 まず、名簿の件ですけれども、昨年度末に、教育委員会から小・中・高を含めて性別によらない名簿をできる限り速やかに対応するというところで通知を出しております。

市立高校につきましては、大きな支障はないということで、今年度のスタートの段階で、全ての学校で性別のない名簿という形で進んでいる状況です。

それから、授業内容については、男子だけとか女子だけという科目の授業はありません。

○池田委員 わかりました。

ありがとうございました。

○阿部委員 私も、今の池田委員のご質問と同じ質問をしようと思っていたのですけれども、そうすると、今後、児童生徒の皆さんは、願書だけではなく、入学後も性別欄を書くことはないという認識でよいですか。

○学校教育部長 いいえ、そこは……。

○阿部委員 そういうことでもないのですか。

○学校教育部長 そうですね。

実際に学校を運営していくときに、例えば、修学旅行の面で部屋割りをどうするかなど、いろいろあるので、今回は、まず1点目として、そういったお子さんに配慮するということで、自分が書かなければいけないところについては、書く欄をなくします。それから、名簿の中においては、男子の固まり、女子の固まりということがない形になっております。ですから、大きなところとしては、学校側で男女ということを一定程度は把握しながら、実際には、それぞれの状況について個別に配慮していく形をとっていくことになろうかと思えます。

現状においては、学校側が男女を完全に把握しない中で学校運営をしていくところまではいっていませんし、恐らく、そこはまだ難しいのではないかと思います。

○阿部委員 わかりました。

○長谷川教育長 ただ、書く行為自体は入学時を含めて、なくなるのですね。自分で書くという記載欄はなくなるのでしょうか。

○学校教育部長 なくなります。

○長谷川教育長 ただ、男女の性別については自分で書かないまでも、学校側がある程度把握しておかないと、学校運営上はちょっと難しいということもありますね。

○学校教育部長 そうですね。

今回の件は、願書への記載はなくなるのですが、中学校側からの調査書の段階では男女の記載欄はありますので、高校側としては、その形で把握することになるかと思います。その上で、学校側がどのタイミングで配慮が必要になってくるかという部分については、その状況を把握しながら対応していくことになるかと思います。

○阿部委員 この件に限らず、入学した児童生徒の皆さんがそのことについて納得できるように、教育委員会でどう運用するかということについては、今後も大きな議論をしていかなければいけないと個人的に思いました。

○学校教育部長 そうですね。

○長谷川教育長 ほかに、特にありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案の内容については、提案どおりということでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第1号については提案どおりとさせていただきます。と思います。

◎議案第2号 令和元年度教育委員会事務点検・評価について

○長谷川教育長 続きまして、議案第2号は、令和元年度教育委員会事務点検・評価についてです。

事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の鈴木です。

議案第2号の令和元年度教育委員会事務点検・評価報告書についてご説明いたします。

本議案は、平成30年度の事務事業についての点検・評価結果をまとめたものを令和元年度の報告書とし、第3回定例市議会に提出するするとともに、公表することとしてよろしいか、伺うものです。

初めに、別添の報告書案の1ページをご覧ください。

この事務点検・評価は、1の目的にありますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施するもので、本市では、札幌市教育振興基本計画の進行管理を兼ねております。この計画をより着実に進めるため、事務点検・評価の結果を次年度以降の施策の推進や改善に反映させております。

続きまして、これまでの協議の経過を振り返りたいと存じます。

報告書（案）の69ページをご覧ください。

2の事務点検・評価に係る協議等の過程にありますとおり、今回の事務点検・評価に当たっては、教育長と教育委員の皆様、5月から計3回にわたりご協議いただきました。また、この間、委員の皆様から個別にも様々なご意見をいただき、報告書（案）に反映させていただきました。

協議1回目においては、総括のほか、個別項目「図書館における読書・学習環境の充実」「安全・安心・環境に配慮した学校の整備」「豊かな教育環境づくり」についてご協議いただきました。

6月25日の協議2回目では、1回目の協議でいただきましたご意見に基づく修正案についてご協議いただき、8月9日の協議3回目では、報告書の全体構成及び学識経験者からの意見等についてご協議いただきました。

続きまして、協議の主な内容について振り返らせていただきます。

7ページをご覧ください。

これ以降の総括に関しては、取組結果や成果指標の動向を踏まえ、今後、基本施策をどう展開していくかについて活発なご議論をいただきました。

特に、18ページに記載しております主な取組結果のうち、スクールカウンセラ

一やスクールソーシャルワーカーに関しては、年間配置時間の増加や増員といった取組の狙いや効果がより伝わるようにすべきであるなどといったご意見を受け、記載内容を修正しました。

24ページ以降の個別項目につきましては、施策ごとに、平成30年度を取組結果、成果の評価が妥当であるかという視点、あるいは、課題と今後の方向性はどうかあるべきかなどといった視点から、各事業担当課と直接ご協議いただきました。

特に、27ページから28ページの「新たな文化との出会いの場の提供」に関しまして、令和元年度の主な取組内容として、取組結果をより具体的に記載すべきであるというご意見を頂戴したほか、43ページから44ページの「学校における安全教育等の充実」については、従来型の避難訓練だけではなく、子ども一人一人が判断して行動するような、課題探究的な避難訓練を実施していくべきであるといったご意見をいただき、それぞれ報告書（案）に反映しております。

また、全体を通して市民の方々によりわかりやすくという観点から、文章表現や脚注の内容に至るまで数々のご意見を頂戴いたしました。

さらに、協議のほかにも、53ページから54ページに概要を掲載しておりますとおり、事業・取組について、より理解を深め、効果や課題を的確に把握することを目的に、授業視察及び児童生徒等との意見交換を行いました。

授業視察に当たっては、6月14日には、平成15年度の開校以来、複合施設としての特性を生かした教育活動を行っている資生館小学校、7月4日には、安全教育に関しまして外部講師を招いた授業など、様々な取組を行っている中の島中学校をそれぞれ訪問したところです。

次に、55ページ以降では、協議、視察等を経てまとめた事務点検・評価の結果に対し、2名の学識経験者から頂戴したご意見を掲載しております。

内容につきましては、協議3回目で皆様にご確認いただいているところですが、各事務事業の成果や課題、今後の方向性などについて、おおむね教育委員会と同様の認識に立ったご意見をいただいた一方、それぞれの知見に基づいたご指摘もいただいております。

65ページから66ページでは、このような学識経験者からのご意見を受け、教育委員会として、今後どのように施策を展開していくかということについて、事業・取組の充実、改善の方向性などといった観点からまとめております。

教育委員会といたしましては、学識経験者からのご意見を生かしながら、今後、各事業、取組を更に充実、推進してまいります。

ただいまご説明いたしましたとおり、今回お示ししている報告書は、これまでの3回にわたる協議、そして、視察を経てまとめたものです。これをもって、令和元年度の教育委員会事務点検・評価報告書とさせていただきます、9月17日に招

集される第3回定例市議会に提出するとともに、公表することといたしたく、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

ご説明は以上です。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それでは、ご質問やご意見等がありましたらお願ひいたします。

○池田委員 長期間にわたる検討を経て、適切な報告書ができ上がっているのではないかと思います。

完成したものを改めて拝見しますと、今後の課題と申しますか、方向性として、一つは、地域の中であって、その地域の中で開かれた学校というものが非常に大きいと感じました。

例えば、3ページの豊かな教育環境づくりの下のほうに記載していただいたとおり、地域コミュニティの希薄化等が指摘されています。また、学校施設を複合化していくことも地域に学校を開いていくことだと思ひます。

さらに、学識経験者の先生からのご意見の中でも、地域に開かれたコミュニティ・スクールの導入・検討が非常に重要ではないかというご指摘もいただいております。

今回選定いただいた個別項目の「図書館における読書・学習環境の充実」「安全・安心・環境に配慮した学校の整備」等によって、これまで以上に、地域の中にある地域に開かれた学校像がイメージされてきたところではあります。

今後の後期のアクションプランについても、そういった視点を入れて、検討していただければと感じました。

以上です。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

○生涯学習部長 特にありません。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

○道尻委員 一つ質問ですが、13ページの基本施策1-6「学びの場の連携の推進」について、「成果指標の動向と今後の方向性」の小学校の数値を見ていくと、その年によって高くなったり、一旦高くなったものが下がったりと上下している傾向があると思ひます。

平成29年と平成30年を比べると、小学校で数値が10ポイントくらい下がっています。下の文章にも、小学校は前年度と比べると数値が下降しているという記載があります。こういう連携は、ある程度制度的なもので、一旦始めるとそれが維持されて、少しずつ増えていくイメージで考えてしまいます。この数字を見ると、そう単純ではないところもあると思うのですが、数字の下降がその年によって生じるのは、何か理由があるのか、その辺についておわかりであれば教えてくださいと思います。

○**教育政策担当係長** 確かにこれが理由ということではありませんが、取組状況等を総合的に考えますと、想定される理由としましては、これまで、小中連携に取り組んでまいりまして、例えば、1年間に1回は他校種の授業を見に行く、という取組を行っていたならば「連携した」と回答していたと考えられます。しかし、近年では、「一貫教育」という視点が入ってくることにより回答に影響があったと推察しております。例えば、中学校でしたら28年に、小学校に関しては今年度数値が下がっています。

それぞれの学校において、連携の質が徐々に高まってきており、連携の視点に、更に「一貫教育」という視点も加味した、より深い取組が必要なのではないかとこの現場の課題感の盛り上がりのようなものが関連しているのではないかと考えているところです。

以上です。

○**道尻委員** もう一つ、関連して質問します。

この表の見方について、例えば、小学校の欄の下に米印で「幼保小連携」と書いてあるのですがけれども、この意味は、それがここの階層の対象になっているという意味で理解してよろしいですか。

○**教育政策担当係長** はい。

○**道尻委員** そうすると、この小学校の数値は、幼保小の連携に関して実施している学校がどれほどあるかという理解でよろしいですね。

○**教育政策担当係長** はい。

○**道尻委員** そうすると、ここの数値の上下は、あくまでも幼・保・小連携についての各小学校の受けとめが、先ほどおっしゃっていただいた理由であらわれているのではないかとこのことで理解してよろしいでしょうか。

○教育政策担当係長 はい。

○道尻委員 わかりました。

続けて、意見を述べます。

今のところに関連しますけれども、表の下に、子どもの一貫性・連続性のある学びを充実するため、学びの場の連携を一層推進すると書いてありますが、これはそのとおりだと思います。学校間で、上の学校のことを理解した上で進学できるようにするということは、子どもの精神的な負担、あるいは、保護者にとっても大切なことではないかと思えます。

もう一つ、学校間の連携で目を向けるところがあるとなれば、それは、違う世代の子たちとの交流が子どもの心にどういった影響を及ぼすか、あるいは、学識経験者の意見にも触れられていますが、自己肯定感や自己有用感を高める効果があるという部分です。

13ページにはそういった記載はされていませんけれども、恐らく、札幌市が小中一貫した教育を考えていく目標の一つにそういうことも含まれていると思えます。

主な今後の展開の中にも記載されていますけれども、今年度は、小中一貫した教育の基本方針が策定される予定と聞いておりますので、ぜひそういった視点を加える形で策定していただきたいと思えます。

札幌市教育委員会でもとめた小中連携の手引には、これまで行われてきた様々な取組が紹介されていますが、先進的な取組をしている学校の実例が全市的に広く共有できる体制の整備なども、基本方針の作成とともに、ぜひ取り込んでいただきたいと思えます。

以上です。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

○教育政策担当係長 特にありません。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

○佐藤委員 これまでの協議の場で既に申し上げてきたことですが、今後、特に、より充実させていただきたいという1点について、まずお話ししたいと思えます。

43ページと44ページの「学校における安全教育等の充実」に関してですが、火災や地震については、ほぼ全ての小・中学校で実施されているということです。しかし、昨今発生している事件の性質を見ますと、不審者侵入のところにつきましては、小学校では、かなりの割合で実施されているということですが、中学校はまだ少ないということです。令和元年度の主な取組内容にもありますように、不審者の侵入、遭遇を想定した訓練を行っていく必要があると思いますので、各校に対してぜひ促していただければと思っています。これが特に強調したい1点です。

もう一つは、2人の学識経験者の先生からのご意見を拝見いたしますと、これまでの我々の施策の内容を十分にご理解いただいた上で、非常に的確なご意見をいただいていると思います。特に、学校規模の適正化の推進については、両先生から必要という形でいただいている点がまず一つです。

それから、公立夜間中学に関するご意見もいただいております。この2点のご意見については、今後の我々の方策に関わる検討を進める上で大変参考になる意見だと思っておりますので、ご留意いただければと思います。

私からは以上です。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○石井委員 細かい部分で2点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、18ページの「学びのセーフティネットの充実」の部分です。

今の時代は、学校での学びや私生活について様々な不安や悩みを抱えている子どもたちが非常に多いと思いますけれども、そういった子どもや保護者への相談支援体制が充実されていくのは非常によいことだと思います。

ただ、悩みを抱えていて相談できないお子さんや保護者もいらっしゃると思うので、そういった相談体制がしっかり充実しているということをより一層周知していただきたいと思います。

2点目は、31ページ、32ページの「えほん図書館の設置」についてです。

平成30年度の取組の結果や成果を見ると、貸し出し冊数が前年比で1万冊を超えていることや乳幼児や保護者の読書の機会が拡大しているということは、非常によい部分だと思います。拡大している要因としては、「めざせ！えほんマイスター」や「デジタル絵本ワークショップ」など魅力的な取組があるからだと思います。

特に、「めざせ！えほんマイスター」は、私も一保護者として登録させていただいているのですが、適度な緩さのようなものが非常に多くの方々を引き



つける魅力となっているのではないかと考えています。

えほん図書館にまた行きたい、参加したいという思いにつなげることは非常に大切だと思うので、えほん図書館だけではなく、地域の通いやし図書館にもこういった取組を拡大していただきたいという期待もありますし、学校での朝読書なども含めまして、子どもたちが絵本や本を読む機会が増えてきているので、今後の子どもたちの本に対する意識、読書量などに期待していきたいと思っております。

以上です。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○阿部委員 18ページの「学びのセーフティネットの充実」のところですが、次の19ページの主な今後の展開として、スクールソーシャルワーカーのより効果的な活用等やスクールカウンセラーの年間配置時間の増加等について、支援体制を強化しているという記載がありまして、そこは非常にありがたいと感じております。

しかし、お子さんたちや保護者の皆さんからの相談内容が多岐にわたっていると聞いておりますので、今後は、市民の方々がどういったところを求めているのかを調査していただいて、ニーズに合った適切で効果的な活用を推進してほしいと感じております。

私からは以上です。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 委員の皆様から貴重なご意見をいただいております。

内容を変えるということではないにしても、今いただいたご意見を、これからの教育にしっかりと反映していきたいと思っております。

修正については、特に必要ないということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第2号につきましては、提案どおりということ

で決定させていただきます。

議案第3号から第6号までにつきましては、公開しないことといたします。  
傍聴の方がいらっしゃいましたら、ご退席をお願いいたします。

〔傍聴者は退席〕

**◎議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について**

○長谷川教育長 続きまして、議案第3号は、議会の議案についての市長への意見の申し出についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 続きまして、議案第3号の議会の議案についての市長への意見の申し出についてです。

本案は、9月17日招集予定の第3回定例会市議会におきまして、平成30年度札幌市各会計歳入歳出決算認定の議案が提出され、その中に教育委員会関連の決算も含まれることとなりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、当該決算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものです。

平成30年度は、算数に一ごプロジェクトの本格実施や高等学校等生徒への通学交通費助成を開始したほか、今年4月に開校いたしましたノホロの丘小学校及び石山緑小学校の開校準備など、学校教育のさらなる充実を図るとともに、昨年10月に供用開始となった図書情報館の開館などに取り組んでまいりました。

また、昨年9月の台風21号及び北海道胆振東部地震により被災した学校施設等の災害復旧並びに児童生徒等への心のケアに関する支援を実施いたしました。

それでは、平成30年度決算の概要についてご説明いたします。

次のページにある別添資料の予算現額をご覧ください。

予算現額とは、年度の当初予算額、前年度からの繰越額及び年度中の補正予算額を合わせました最終的な予算額です。

なお、金額につきましては100万円単位でご説明させていただきます。

まず、平成30年度教育費予算現額につきましては、この表の左の当初予算額464億800万円に、その右の平成29年度からの繰越額57億6,400万円を加え、平成30年度の補正予算額1億5,000万円を減額した520億2,200万円となります。

なお、この予算現額には、令和元年度への繰越額51億2,300万円が含まれております。

また、平成29年度からの繰り越し、平成30年度の補正及び令和元年度への繰り越しに関する内容については、それぞれ下の参考1から3までの表のとおりです。

次に、2の決算状況の表の教育費の欄をご覧ください。

平成30年度の決算額につきましては、表の中ほどの441億1,700万円です。先ほどご説明いたしました予算現額とこの決算額の差額である不用額は79億500万円、執行率は84.8%となっております。

また、この不用額には、先ほどご説明しました令和元年度への繰越額51億2,300万円が含まれておりますので、これを除いた実質的な不用額は、括弧内にあります27億8,200万円、実質的な執行率は、右の欄の括弧内にあります94.7%となっております。

以下には、各部の執行状況を、また、各部の右下の枠内には、不用額の内容を示しておりますが、主なものは工事等に係る契約差金等です。

以下、参考として記載しておりますが、表の下から2番目の職員費につきましては、教育職員の職員費等として予算現額が764億9,400万円、決算額が747億7,900万円、表の一番下の歳入につきましては、教育委員会所管分の予算現額が237億3,100万円、決算額が223億円となっております。

また、各委員のお手元には、現在、札幌市財政局で製本作業を進めております「平成30年度決算局別施策の概要」の抜粋をお配りしております。小事業ごとの決算額につきましては、こちらをご覧ください。

以上が平成30年度決算の内容です。

つきましては、議案第3号の意見書に記載しておりますとおり、この内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○道尻委員 別添資料の2番の決算状況についてですが、表の中に記載されている意味について教えていただきたいと思っております。

不用額内容の欄の中に節約保留額という言葉が出てきまして、一番下の枠外の下から2行目にその説明が記載されています。この説明を見ると、不用額の内数になることはわかるのですがけれども、前半の部分の意味がちょっと理解できません。この節約保留額は、どういう意味を持つ数字なのか、教えていただきたいと思っております。

○生涯学習部長 節約保留額、一定の事業について、予算はついているのですがけれども、そのうちの例えば5%というように何%かをなるべく残しなさいという趣旨のもので、これだけを除いた範囲でやりくりしなさいという供出的な額で

す。

○道尻委員 そうすると、その節約保留額を不用額を超えていけば、なるべく残しなさいと言われた金額以上に残したということですね。

○生涯学習部長 そうです。契約の結果、差額が生じたというのは大きな金額になる要素があります。

○道尻委員 理解できました。ありがとうございます。

○長谷川教育長 一定の額が決まっています、その保留を解除しなければ予算執行できないのです。

私どもとしては、本当は全部使いたいけれども、財政局側から少しとっておいてと言われている金額がこのくらいありましたというエクスキューズです。

○道尻委員 そうしますと、どの項目もそれを達成しているということになるのですね。

○長谷川教育長 本意かどうかは別ですが、そういうことになります。

○道尻委員 わかりました。

○池田委員 素人の素朴な質問ですが、別につけていただいた局別施策の概要の一番上の執行率が84.8%になっていまして、翌年度の繰り越しを除くと94.7%になるということです。先ほどの説明を聞いてなるほどと思うのですが、この84.8という数字だけをぱっと見ると、執行率としては結構低目な印象を受けてしまいます。局別施策の概要には、実執行率に当たる数字が目立つところに入らないのが通例でしょうか。

○生涯学習部長 実執行率はここには載らないものですが、この場に繰越額があるので、実質の執行率とはいうことであえて別途説明いたしました。この概要自体には、今言いました実質の執行率は見えない形になっております。

決算書全体を見ると繰越額の表示が別途されていますので、それだけ繰り越したということがわかるのですが、この局別施策だけでは表に出てきません。これは、財政局で調整しているものですので、私どものほうでコントロールできないのです。

○池田委員 わかりました。

○長谷川教育長 これは大きい感じがしますね。

○阿部委員 私も素朴な疑問ですけれども、議案につけていただいている歳入歳出決算の資料だけを見ますと、見方がちょっと違うかもしれませんが、どちらかというところ、新築や改築などハードの部分に予算をかけていて、例えば、子どもたちの教育など、ソフトの部分の予算はぱっと見た感じでわかりにくい印象があります。本当はそうではなく、見方の問題だと思いますが、これはどういう見方をすればよいのですか。

○生涯学習部長 金額だけを見ると、やはりハードのところ、学校の数がたくさんありまして、改築の数も多いし、いろいろと手を入れなければならないところも多くあります。ですから、金額だけでそう見えてしまうのは、本当にいたし方がないところかと思えます。

○教育推進・労務担当部長 ただ、先生方の職員費は764億円で、外枠にあるので、ソフトの部分ということであれば、かわると思えます。

○長谷川教育長 額だけではなかなか見られない気がします。難しいと思いますが、どうでしょうか。

ソフト事業の項目は結構あるので、その部分は頑張っているということになると思えます。

○阿部委員 そうですね。

○長谷川教育長 ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、中身については、これで提出させたていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第3号につきましては、提案どおりということで決定させていただきます。

◎議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○長谷川教育長 続きまして、議案第4号です。

こちら、議会の議案についての市長への意見の申し出についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

○学校施設課長 学校施設課長の前田です。

議案第4号についてご説明いたします。

本議案は、札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を、本年9月17日に招集予定の第3回定例会市議会に提出する当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定におきまして、市長に対し、教育委員会の意見を述べることを求められていることから、意見書の提案を行うものです。

このたびの条例改正の内容は、南区の芸術の森地区新設小学校の正式名称を定めるものです。

それでは、今回の改正に係る経緯につきましてご説明いたします。

資料1をご覧くださいと思います。

常盤小学校と石山東小学校を統合し、令和3年4月に、南区常盤2条3丁目の市有地に新設校を設置する条例案につきまして、平成30年8月28日開催の教育委員会会議におきまして議決いただき、その後、同年第3回定例会市議会において可決されたところ です。

国への負担金申請を行うに当たりまして、統合校の設置を条例に定める必要があったことから、当該条例におきまして、新設校の名称を（仮称）芸術の森地区新設小学校としたところ です。

続きまして、資料2-1をご覧くださいと思います。

石山・芸術の森地域学校規模適正化検討委員会の芸術の森部会におきまして、校名に関する検討を進めた結果、8月7日に芸術の森地区の新設小学校の校名案に関する意見書が提出されました。

校名案は、「札幌市立芸術の森小学校」です。

校名案の選定理由としては3点あります。

1点目は、これからの地域を育てていく子どもたち、さらには、それを支える地域・保護者からも一番支持された名称であったこと。

2点目は、芸術の森は、パシフィック・ミュージック・フェスティバル札幌などにより、今や日本全国、世界においても通ずる名称となっていること。

3点目は、子どもたちが芸術や豊かな自然に触れ、心豊かに手を取り合って、未来へ歩いて行ってほしいと願っていること。

以上が挙げられております。

次に、資料2-2をご覧くださいと思います。

校名案の検討経緯をご説明いたします。

平成30年8月24日から約1カ月の間、常盤小学校及び石山東小学校区の児童、保護者、地域の方から校名案を公募し、425件147案の応募がありました。応募のあった校名案の中から各委員が2案程度を推薦し、第13回部会におきまして「あゆみの小学校」「あゆみの森小学校」「芸術の森小学校」「空沼小学校」の4案を最終候補といたしました。資料左側の中段に、それぞれの推薦理由を記載してあります。

その下の検討結果に記載のとおり、部会での検討を重ね、校名案は「芸術の森小学校」と決定されました。

このたびの条例改正案は、これらの経緯を鑑み、意見書にあります「札幌市立芸術の森小学校」という名称案が当該新設校の名称にふさわしいものと考えまして、これを正式名称として定めるものです。

当該条例の施行期日は、開校予定である令和3年4月1日としております。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

芸術の森小学校ということですが、いかがですか。

○佐藤委員 圧倒的に多かったということですが、すばらしい名称だと思います。

○池田委員 私も校名自体については全く依存ないのですが、資料2-2は、後ほどホームページ等で市民の皆様に公開されるのでしょうか。

○学校規模適正化担当課長 毎回、地域で検討委員会がありまして、その中で話し合われた内容などは各学校の児童もそうですが、連合町内会でも回覧を回してご覧になっています。こういうニュースがあります。

○長谷川教育長 それを持ってきていただけますか。



○池田委員 校名案の応募数1は、個人的に非常に面白いと思うものがありまして、こういうことは、市民の皆さんにより広く見られる形になっていると、よりよいのではないかと思います。

○生涯学習部長 そうですね。ホームページに公開されていますので、経過は見えていただいていますし、地域の方もそれを参考にしながら……。

○池田委員 ありがとうございます。  
公開されるものであるとお聞きしまして、とてもよいと思いました。

○長谷川教育長 ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。

○石井委員 部会でたび重なる検討を重ねて、両校の子どもたちや保護者の方々、地域などから最も支持がある名前だったということですので、異論はありません。

○道尻委員 私も同意見です。

○長谷川教育長 ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 議案第4号につきましても、提案どおり決定いたします。どうもありがとうございます。

◎議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について

◎議案第6号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○長谷川教育長 続きまして、議案第5号及び第6号についてです。

いずれも札幌市の会計年度任用職員制度の改正に関する条例案で、令和元年第3回定例市議会に議案として提出されるものであり、教育委員会から市長へ意見を申し出する案件です。

ご説明とご審議を二つまとめてお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第5号と第6号はまとめてご説明、ご審議を行うことといたします。

事務局から説明をお願いします。

○教育推進・労務担当部長 教育推進・労務担当部長の早川です。

議案第5号及び第6号の二つの議案について、一括して説明させていただきます。

今、教育長からお話がありましたとおり、市長に対して意見を申し述べるということで、今回、提案させていただいたものです。

それでは、議案書の上から三つ目の資料というインデックスのページに沿ってご説明させていただきますので、お聞きください。

まず、今回の条例案提出の契機となりました会計年度任用職員制度の概要についてご説明いたします。

地方公共団体におきましては、任期の定めのない常勤職員、いわゆる我々正規職員を中心とした公務の運営を原則としつつ、厳しい財政状況の中での行政需要の多様化に伴い、臨職、臨時職員と呼ばれている臨時的任用職員や非常勤職員を、さまざまな行政分野において全国的に任用しており、この方々は地方行政の重要な担い手となっているところです。

しかしながら、実態としては、国家公務員の非常勤職員のような特別な定めがないことから、地方公共団体においては、労働者性の高い事務補助職員を労働者性が低い特別職の非常勤職員として任用していたり、臨時的任用職員については、地方公務員法の趣旨に余り沿っていない任用がなされてきたところです。

そこで、こういった公務員の任用制度の趣旨に沿わない運用が全国的に見られてきたことから、国は、平成29年5月に地方公務員法と地方自治法の一部を改正いたしまして、地方公務員法の適用がない特別職の非常勤職員、臨時的任用職員の任用要件を変更するとともに、原則として、地方公務員法が適用される一般職の非常勤職員である会計年度任用職員を新たな制度として創設されたところです。

この改正によりまして、特別職の非常勤職員は、学識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に限定されまして、臨時的任用職員につきましても、要件を常勤職員に欠員が生じた場合、こちらに限定されるなど、任用要件が厳格化されたと

ころです。

また、新たに設けられます一般職の非常勤職員である会計年度任用職員につきましては、今後、採用は競争試験または選考で行われるとともに、標準的な業務の量によっては、我々正規職員と同様の勤務時間であるフルタイムの職と、正規職員より勤務時間が短いパートタイムの職に分かれることになりました。

さらに、地方公務員法上、一般職に適用されている守秘義務や懲戒処分についても適用されることから、会計年度任用職員に係る任用、服務規律等の整備を行う必要があります。

また、会計年度任用職員に対する給料等の給付につきましては、給与条例主義で、地方公務員法に定められておりますが、条例で定めることとされております。

そこで、フルタイムの職につきましては、月額給料と言われる給料のほか、手当としての地域手当や期末手当、退職手当の給付が、また、パートタイムの職につきましては、報酬のほか、期末手当及び費用弁償の給付がそれぞれ規定されます。

以上の法改正を受けまして、札幌市におきましても、会計年度任用職員の勤務条件等の関係規定の整備を行う必要があることから、今回、第3回定例市議会に条例案が提出されることになっております。

この規定整備の具体例を挙げますと、給与条例主義に基づきまして、札幌市では、根拠となる会計年度任用職員の給与に関する条例を新たに制定いたします。

また、その他の勤務条件に関する条例につきましても、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間を別に定めるように改正がなされております。

また、育児休業や部分休業につきましても、会計年度任用職員の適用に関して規定整備が行われるところです。

これらにつきましては、多種多様にわたっておりますけれども、資料を1枚めくっていただきまして、資料（別紙1）のページに、今回の法改正に伴う改正予定の条例とその概要を一覧表として掲載しております。今回の法改正によりまして、14項の条例の改正または新設が行われるということです。

なお、今回の議案の条例案が可決されて公布された場合は、教育委員会の教育職員のうち、臨時的任用職員や会計年度任用職員として任用される者の勤務条件について、新たに教育委員会規則を規定していくこととなります。

今回、条例改正が可決された場合の任用等の具体的なイメージにつきましては、さらにページをめくっていただきまして、資料（別紙2）をご覧ください。

こちらについて簡単にご説明しますと、現行は、特別職の非常勤職員として、勤務時間の定めのない第1種非常勤職員、教育委員会関係でいきますと、学校医や学校薬剤師になります。

それに対して、勤務時間等が定められております第2種非常勤職員は、図書情報専門員や介護員、そのほかに臨時職員が任用されています。

法改正後、特別職の非常勤と臨時的任用職員につきましては、先ほど申し上げたとおり任用が厳格化されまして、今まで特別職の非常勤とされていた者、もしくは臨時的任用職員として任用されていた職員の一部につきましては、会計年度任用職員として新たに任用されることとなります。

そこで、今後、現行の非常勤職員等に係る職の具体的な割り振りにつきましては、今後、定められることとなります。

なお、一番影響があると考えられます欠員の代替として任用されている臨時教員、期限付き教員とも言われる者につきましては、現行では正規の教員に準じた勤務条件となっておりますけれども、改正後も新制度下の臨時的任用職員として、これまでとほぼ同様の正規の教員に準じた勤務条件となる予定です。

これらの施行日につきましては公布日とされておりますけれども、実際に適用されるのは来年度の令和2年4月1日からです。

説明は以上ですけれども、議案の意見書に記載されておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

内容が難しいですね。

○佐藤委員 全般的な確認ですけれども、今のお話の中にあっただのは、各学校で採用されている期限付き教員や職員の方がいらっしゃるということ、それから、教育委員会に所属している臨時的雇用の職員の皆さんですが、手当や報酬等の待遇については従来どおりでマイナスの変更はないということですか。

○教育推進・労務担当部長 基本的に、報酬の面についてマイナスになることは多分ないと思います。今までは、期限付き教員については正規職員と同じですから、正規職員と同様の手当が支給されていまして。それ以外の臨時的任用職員や一般の非常勤職員は期末手当が支給されていなかったのですが、基本的に支給されることとなります。

先ほど、地方自治法の改正について申し上げましたけれども、そもそも、非常勤職員については、月額給料と費用弁償、主に旅費ですが、それ以外は支給されていませんでした。ただ、議会の議員さんだけは、ボーナスと言われる期末手当が支給されるという取り決めが行われてきたわけですが、今回の会計年

度任用職員につきましては、原則ボーナスの支給もされるという改正になります。ですから、給与という面において待遇が上がるのではないかと考えております。

別の面からいけば、使用者側の人件費は上がっていくということになりますけれども、それに伴い、臨時的任用職員につきましては、正規職員の定数が欠けていて、実際に期限付き任用の教員と同じような形で代替にしなければならない事情がなければ、原則としてパートタイムの非常勤職員にするというのが札幌市の基本的な方針です。今、臨職さんにはフルタイムの方がいますけれども、この方々については1日6時間勤務になっていく予定です。ですから、現行の第2種非常勤職員もほぼそうですが、これからはパートタイムで主に週30時間という形になっていくと思います。

ただ、校務助手という職がありますけれども、この方々は、文科省がスクール・サポート・スタッフと呼んでいる方々に相当する非常勤職員で、基本的に1日6時間程度の勤務時間で平成12年度から任用されています。この方々については、いろいろとありまして、基本的には学期間雇用ということで、夏休み、冬休み、春休み等の長期休業については、数日程度しか勤務がない状況だったのが、今回の改正を期に、我々と同じ週休日と言われる土・日、祝日以外は勤務という形になります。これは働き方改革にもつながることになるかと思っておりますけれども、校務助手の対応ということで、総体としては先生方を助けるスタッフについて、長期休業中ですけれども、勤務時間が増えるというふうに考えていただければわかりやすいと思います。

○佐藤委員 従来、期限付き教員の方に期末手当は支払われていたのですか。

○教育推進・労務担当部長 正規職員と同じなので、支払われております。ある意味、教員だけが普通の非常勤や臨時職員に比べて待遇が厚く、本来、その方が正規として雇われた場合と同じ勤務条件や給与条件で任用している取り扱いになってきています。

○長谷川教育長 臨時的任用の場合は変わりません。

先ほど、会計年度の任用職員の場合はボーナスが出るというお話をされましたね。

○教育推進・労務担当部長 はい。

○長谷川教育長 そこを分けて考えないと、ごっちゃになってしまいます。

期限付き教員のほうは、期限付きから臨時的任用になるので、今までとそれほど変わらないけれども、ほかの臨時職員と言われていた方々については、会計年度任用職員になることによってボーナスなど出るから、年収ベースで見ると上がるという認識でよいですね。

○教育推進・労務担当部長 そうです。

○長谷川教育長 ほかにいかがですか。

○池田委員 直接の内容についてではないのですが、札幌市における教育委員会の位置づけという観点から、この条例案は教育委員会の職員だけではなく、札幌市の職員全体に関するものですね。

○教育推進・労務担当部長 はい。

○池田委員 教育委員会に意見を述べる機会を与えていただけるのは大変よろしいと思うのですが、例えば、ほかにどのような部局がこの条例案に対して意見を述べているのでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 基本的には、先ほど申し上げた地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会については意見を述べてくださいということになっています。しかし、基本的に任命権者は別にいるのですが、特に意見を述べないといえますか、ある意味、市長部局に準じてやっているところがあるかと思えます。

○池田委員 例えば、消防などは……。

○教育推進・労務担当部長 消防や各種行政委員会です。

○池田委員 特に意見を述べるように求められることはないのですか。

○教育推進・労務担当部長 それはありません。

そのほか、企業会計と言われるところにつきましては、条例ではなく、企業規定というもので同じようなことを設けまして、地方公営企業法という別な法律に基づいております。

○池田委員 そうすると、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということで、特別にこういう意見を述べることができる立場になるのですね。

○教育推進・労務担当部長 そういうことになります。

○池田委員 よくわかりました。ありがとうございました。

○長谷川教育長 条例自体は、これに限らず、市長が提案するので、先ほどの学校設置条例もそうですが、地教行法の関係で、必ず教育委員会の意見を聞かなければいけないことになっています。そのため、この会議だけに限らず、全ての条例について、我々に関係する場合は伺いを立てることになっていると思います。よろしいでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 はい。

○池田委員 私の質問の意図として、これまでは、教育委員会に直接関係ある条例が、その一部であっても多かったような気がするのです。これも直接関係あるとは思いますが、もっともっと広い範囲の条例なので、それに対して特に意見を述べる機会が与えられるのだと感じたということです。

○長谷川教育長 そのとおりです。

○教育推進・労務担当部長 県費移管ということで、教員の勤務条件がこちらに来たということも大きい点があると思います。

○長谷川教育長 そのほかにいかがでしょうか。

○道尻委員 改正法を受けた規定の整備ということで、内容的には妥当なものではないかと思えます。

○長谷川教育長 この後の流れはどういうふうになるのですか。

○教育推進・労務担当部長 条例が議決されましたら、それに基づきまして規則を設けるわけですが、教育委員会にはいろいろな非常勤の職がありますので、それを具体的に市長部局に準じてやるような形を市全体で考えて振り分けます。

会計年度任用職員は、フルタイムとパートタイムに大きく分かれていますけれども、フルタイムの中にも、日額や月額、時間給という振り分けが細かくできますので、それを現状に合わせて教育委員会規則の就業規則に沿って勤務条件を検討していくことになると思います。民間にもあると思いますが、勤務条件の明示をしないと働いている方との関係で問題となりますので、今後は、そういった細かいところを含めて規則改正をしていくことになると思います。

それが決まった段階で、今いる職員の方や新たに雇う方々と、今後、具体的にどうしていくかという任用の確認を行います。さらに職員の新たな募集、そして、4月1日から施行される新たな制度に基づいて、これらの職員の方々が任用される流れになると思いますので、引き続き時期を見て、教育委員会規則の審議をお願いすることになろうかと思えます。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○阿部委員 私は、一般企業の規程の作成に携わっているので、すごく細かいことをお伺いします。

「キテイ」の「テイ」は「定」と「程」が存在していて、使い分けがあると思うのですが、それについて教えていただければと思います。

○教育推進・労務担当部長 「条文に規定されている」と言うときは、一般的に「定」を使うと思います。

これは、道庁委員が詳しいと思いますけれども、法律、政令、規則、条例などが自治体や国にあります。何条の何などという条文に規定されているというときは、大体は「定」を使うと思います。

先ほど企業会計の話をお申しましたが、企業会計の中で、規則の名前として「キテイ」という名前を使うことがあるのですが、このときの「キテイ」は「程」という字を一般的に使っています。

○長谷川教育長 道庁委員、間違えていませんか。大丈夫ですか。

○道庁委員 基本的にそういうことだと思います。ただ、その定めの名前として「規定」と「規程」と両方の字が使われている場合があると思います。それは、もともと「キテイ」をつくる時に、どちらの字を使うかで決まってしまう部分があると思います。



○阿部委員 でも、資料のインデックスのページの条例案についてというところを見ると、太字で書かれているところは「程」になっているのですが、育休法などは「定」になっているのです。

○長谷川教育長 これは、もし間違っていたら……。

○阿部委員 私は、使い方が逆ではないかと思います。

○長谷川教育長 私の考えだと、各規定が集まった総体が規程だと思います。

○阿部委員 では、この使い方は合っているということですね。

○長谷川教育長 はい。

○教育推進・労務担当部長 定める規定の集合体が規程ということだと思います。

○長谷川教育長 そのように理解していただければと思います。  
ボリュームがありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第5号と6号につきましては、提案どおりということで決定させていただきます。

本日予定された議案は以上となりますが、その他に各委員から何かありますか。

(「なし」と発言する者あり)

## 【閉 会】

○長谷川教育長 それでは、以上で令和元年第18回教育委員会会議を終了いたします。

以 上